

平成30年10月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ネ)第1029号 損害賠償請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成28年(ワ)第6564号、同年(ワ)第11322号、同年(ワ)第11469号)

口頭弁論終結日 平成30年7月23日

判

決

[REDACTED]
[REDACTED]
(以下「1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 高島章
同 大川伸郎
同 瀬川武生

[REDACTED]
[REDACTED]
被控訴人 [REDACTED]

(以下「1審被告A」という。)

同訴訟代理人弁護士 姜永守

[REDACTED]
[REDACTED]
被控訴人 [REDACTED]

(以下「1審被告B」という。)

同訴訟代理人弁護士 韓雅之

[REDACTED]
[REDACTED]
被控訴人 [REDACTED]

(以下「1審被告C」という。)

同訴訟代理人弁護士

神 原

元

同

上 瀧

浩

子

被控訴人兼控訴人

(以下「1審被告D」という。)

同訴訟代理人弁護士

神 原

元

被 控 訴 人

(以下「1審被告E」という。)

同訴訟代理人弁護士

原 田 學 植

主

文

1 1審原告の1審被告Aに対する本件控訴及び1審被告Dの本件控訴に基づき、原判決中、1審原告、1審被告A及び1審被告Dに関する部分を以下のとおり変更する。

- (1) 1審被告Aは、1審原告に対し、113万7640円及びこれに対する平成26年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 1審原告の1審被告Aに対する主位的請求及びその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- (3) 1審原告の1審被告Dに対する請求を棄却する。
- (4) 1審被告Dの反訴請求を棄却する。

2 1審原告のその余の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、1審原告と1審被告Aとの間に生じた費用を第1、2審を通じ10分し、その9を1審原告の負担とし、その余を1審被告Aの負担とし、1審原告と1審被告Dとの間に生じた費用を第1、2審、本訴反訴を通じ10分し、その7を1審原告の負担とし、その余を1審

被告**D** の負担とし、当審において1審原告と1審被告**B**、1審被告**C** 及び1審被告**E**との間に生じた費用を全て1審原告の負担とする。

4 この判決は、1項(1)につき、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決主文1項ないし6項を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告らは、1審原告に対し、各自110万2530円及びこれに対する平成26年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告**D**

- (1) 原判決中、1審被告**D**敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の取消部分に係る1審原告の1審被告**D**に対する請求を棄却する。
- (3) 1審原告は、1審被告**D**に対し、445万6349円及びうち335万6349円に対する平成28年7月5日から、うち110万円に対する同年9月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本訴は、1審原告が、1審被告らの共謀に基づく1審被告**A**の暴行によって傷害を負ったなどと主張して、1審被告らに対し、①1審被告**A**、1審被告**B**及び1審被告**C**について、主位的に共同不法行為（第1次的に民法719条1項、第2次的に同条2項）、予備的に不法行為（同法709条）に基づき、②1審被告**D**及び1審被告**E**について、共同不法行為（前同）に基づき、損害賠償金110万2530円及びこれに対する不法行為の日である平成26年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

- 2 反訴は、1審被告**D**が、1審原告に対し、1審被告**D**に対する本訴の提

起が違法であると主張して、不法行為に基づき、損害賠償金 335万6,349円及びこれに対する不法行為の日である平成28年7月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、1審原告がインターネット上のウェブサイトである「ツイッター」（140文字以内（当時）の文書を投稿する情報サービスシステム。以下、単に「ツイッター」という。）に一連の記事を投稿したことにより名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づき、損害賠償金110万円及びこれに対する最終の不法行為の日である同年9月11日から上記同旨の遅延損害金の支払を求めた事案である。

3 原審は、本訴について、1審被告Aによる暴行と1審被告Dによるその帮助が認められるとして、共同不法行為に基づき、1審被告A及び1審被告Dに対して79万9740円及び前記遅延損害金の連帯支払を求める限度で、また、上記暴行とは別に1審被告Bによる暴行が認められるとして、不法行為に基づき、1審被告Bに対して1万円及び前記遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ請求を認容し、その余の請求をいずれも棄却し、反訴請求について、本訴の提起は不法行為を構成せず、記事の投稿による名誉毀損は違法性が阻却されるとして、請求をいずれも棄却した。

4 1審原告及び1審被告Dが、それぞれ敗訴部分を不服として控訴をした。なお、原審では、1審被告Eが、1審原告に対し、1審被告Eに対する本訴の提起が違法であるとして、不法行為に基づき損害賠償を求める反訴請求をしたが、これは棄却され、1審被告Eから控訴はなく、当審の審理対象になつていない。

5 前提事実、争点、争点に対する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし4（原判決4頁13行目から同14頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁21行目の「[]」を「[]」と改める。
- (2) 同6頁16行目の「3週間」を「約3週間」と改める。

- (3) 同7頁15行目の「第1反訴」を「反訴」と改め、21行目から23行目までを削除する。
- (4) 同8頁13行目の「被告らは」の次に「、長年、志を同じくして行動を共にしていた間柄であり、社会的にも成熟した大人であるところ」と加え、18.行目の「被告Aを除く被告らは被告Aの暴行を制止しなかつたこと」を「1審被告Aを除く1審被告らは、抵抗しない控訴人の態度と様子を把握し、又は容易に把握し得る状況にありながら、1審被告Aの暴行を制止せず、酒を飲み平然と談笑を続けていたこと」と改める。
- (5) 同10頁19行目の末尾を改行の上、以下のとおり加える。
「本件店舗内よりも本件通路の方が物理的に暴行を加えることが容易であるとはいえないから、1審被告Dが1審被告Aと1審原告に対して本件店舗の外に出るように促したことは、暴行の帮助にならない。また、いったん本件店舗内に戻ってきた1審原告は、1審被告Dに促されて本件店舗の外に出たが、自らの意思で1審被告Aにあえて接近して暴行を受けたのであるから、1審被告Dの行為と1審被告Aの暴行との間に因果関係はない。1審被告Dが1審被告Aによる暴力を容認したこともない。」
- (6) 同11頁1行目の末尾を改行の上、以下のとおり加える。
「身体への暴行により傷害を負った場合、外科的治療が優先され、当該暴行による精神的苦痛に対する処置をするまでには時間要する。1審原告は、本件の暴行を受けた後から不眠に悩んでいたが、一般に不眠を理由に受診するのは精神疾患を抱えていると見られるおそれがあり、受診することを躊躇していた。1審原告が本件の暴行から約1か月後に受診したことをもって、睡眠障害の発症につき因果関係を否定することはできない。」
- (7) 同11頁24行目及び同12頁14行目の「第1反訴」をいずれも「反訴」と改める。
- (8) 同13頁24行目から同14頁15行目までを削除する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

以下のとおり補正するほかは、原判決14頁18行目から同21頁16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決14頁18・19行目の「丙5」を「丙3ないし5」と改める。

イ 同14頁末行の「それぞれ」の次に「親しさに」と加える。

ウ 同15頁16行目の末尾の次に「(丙12〔1, 2頁〕, 1審原告本人〔34, 35頁〕)」と加える。

エ 同16頁2行目の末尾の次に「(丙18〔4, 5頁〕)」と加える。

オ 同17頁19行目の「原告と被告Aが隣合って座ると」を「1審原告と1審被告Aが隣り合って座ると(丙5)」と改める。

カ 同18頁17行目の「被告Aを後ろから羽交い締めにして」を「1審原告と1審被告Aの間に割って入って」と改める。

キ 同18頁19行目の「被告Dは」の前に「1審被告Eは、もめ始めた1審原告と1審被告Aに対し、「あのう、もめるんだったら外で、外でやつて。」と言い、1審被告Dも「二人で外行ったほうがいいんじゃない。」と言い、本件店舗の店員が「それつぶしたらあかんで。それは高いから。」「それはええやつやから。」などと言って注意を促すに至り、」と加える。

ク 同19頁5・6行目の「被告A本人〔18, 19頁〕」の前に「丙5, 16,」と加える。

ケ 同20頁16行目の末尾の次に「(1審被告B本人〔12頁〕)」と、19行目の末尾の次に「(丙5, 12, 16)」とそれぞれ加える。

コ 同20頁24行目の「(被告B本人〔13, 14頁〕)」を「(丙17, 1審被告B本人〔13, 14頁〕)」と改める。

2 爭点(1) (1審被告らの共同不法行為責任の成否 (暴行の態様及び事前共謀若しくは現場共謀の有無又は教唆若しくは帮助の有無) 並びに損害の発生及び

額)について(本訴)

以下のとおり補正するほかは、原判決21頁20行目から同36頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決22頁10行目及び12行目の「[]」をいずれも「[]」と改める。

イ 同24頁22行目の「当裁判所に顕著な事実」を「弁論の全趣旨」と改める。

ウ 同25頁5・6行目、12行目及び14行目の「[]」をいずれも「[]」と改める。

エ 同25頁12行目の「しかし」の次に「、全証拠によるも、[]が、1審被告Cから、暴行事件の詳細を直接聴取したことを認めるに足りる証拠はないし」と加え、14行目の「被告Cの申告した内容」を「関係者から聴取した内容」と改める。

オ 同28頁2行目の「(なお、被告Dの帮助については後記④アのとおりである。)」を削除する。

カ 同29頁14行目から同32頁7行目までを以下のとおり改める。

「ア 1審被告Dの1審被告Aに対する帮助について

(ア) 上記認定事実によれば、①1審原告が本件店舗に入店した後、1審原告、1審被告A、1審被告B及び1審被告Dは話合いをしたが、その過程で、1審被告Aが1審原告の顔面を平手で1回殴打したこと、②その後、1審被告Dが、1審原告及び1審被告Aに対し、「そもそも2人で話すって言ったんだから、ここにいないで、二人で外に出で話せばいいじゃない。」「そこで喧嘩するならすりやいいし、殴るんだったら殴ればいいけど、店の中でもがちやがちややるのは、ちょっとみつともない。」と述べ、1審原告と1審被告Aに本件店舗の外に出るように促したこと(以下「発言等1」という。)、③1審原告と

1審被告Aは1審被告Dの発言等1に従って本件店舗の外に出たが、その後すぐに、1審被告Aが1審原告に対し顔面を殴打し足蹴りするなどの暴行を加えたこと、④1審原告が顔面を腫らし、出血した状態で本件店舗に再び入店した際、1審被告Cが「まあ、殺されるなら入ったらしいんちやう。」と述べたのに対し、1審被告Dは「んー、まあ、でも話終わってないなら行った方がいいんじゃない。」と述べて、本件店舗の外に出るように促したこと（以下「発言等2」という。）、⑤1審原告が1審被告Dの発言等2に従って再び本件店舗の外に出た後、1審被告Aが1審原告に対し更に暴行を加えたことが認められる。

(イ) 上記認定事実を踏まえて、まず、1審被告Dによる発言等1が1審被告Aの暴行に対する帮助に当たるかを検討するに、1審被告Dは、1審被告Aの1審原告に対する暴行を容認する発言をした上で、1審被告A及び1審原告の二人で本件店舗の外に出るよう促し（発言等1）、1審被告Aは、これに従って本件店舗の外に出た後すぐに暴行に及んだことは、上記発言が1審被告Aによる暴行のきっかけを作ったということに沿う事実経過といえる。

しかしながら、前記前提事実(3)ア・イ、証拠（丁2〔11頁〕、37、38）及び弁論の全趣旨によれば、本件店舗は、飲食店街にある雑居ビルの1階にあり、本件店舗の出入口に接する本件通路は、公道である通りに面して開放されていて、通りを隔てた向かい側には2.4時間営業のコンビニエンスストアがあるほか、通り沿いには複数の飲食店が入居する雑居ビルが建ち並んでおり、通りは深夜でも頻繁に人の往来があること、本件店舗は、奥行きのある本件通路の中ほどにあり、通路に面して別の飲食店が並んでおり、通路の突き当たりを左に折れると地下にある店舗への階段となっていて、人の通行出入りが予

想できたことが認められる。このような本件通路やその周囲の当時の状況に照らすと、本件通路において暴力行為に及んだ場合、第三者に発見されて通報されるおそれがないとはいえない。本件店舗内はカウンターテーブルと10席のカウンター席があるだけの細長い形状であり、暴力を振るうには物理的な制約があることなどを考慮しても、本件店舗内に比して本件通路の方が暴行に及ぶことが明らかに容易な状況であったとは認められない。

また、前記認定事実(3)アのとおり、1審被告Dは、興奮した1審被告A及び1審被告Bを見て、「絶対手出さないで。」と言い、暴力に及ばないように求めていたのであるし、その発言等1は、本件店舗内で1審被告Aが1審原告ともめ始めて店員に注意されるに至って発せられたものである。このような経緯や「そもそも2人で話すって言ったんだから、ここにいないで、2人で外に出て話せばいいじゃない。」「店の中でがちやがちややるのは、ちょっとみつともない。」という発言内容に照らせば、1審被告Dは、1審被告Aに暴力行為をけしかけたのではなく、興奮した1審被告Aらをたしなめて落ち着かせ本件店舗に迷惑をかけることのないようにするために発言等1をしたものと解するのが相当である。

以上のような本件通路の客観的状況、発言等1に至る経緯、目的、内容等を総合すれば、1審被告Dの発言等1は、前記のとおり暴行を容認する言葉を用いている点で適切さを欠くといえるものの、1審被告Aの暴行を客観的に容易にし、社会的相当性を逸脱するものであったとはいえない。

(ウ) 1審被告Dの発言等2について検討するに、前記認定事実によれば、確かに、いったん本件店舗内に戻った1審原告は、1審被告Dの発言等2に従って店外に出た後、再び1審原告の暴行を受けるに至った

ことは、上記発言が1審被告**A**による暴行のきっかけを作ったということに沿う事実経過である。

しかしながら、前記認定事実(3)ウ(イ)・エ(ア)のとおり、1審原告が本件店舗内に戻った時点では、1審被告**B**と1審被告**A**の二人が本件通路において話合いをしており、1審被告**B**は、話合いの中で1審被告**A**に対し、これ以上1審原告に暴行をしないように泣きながら訴え、1審原告が再び本件店舗の外に出てきた際も、1審被告**A**の暴行を止めるため1審原告の頬を平手で叩き、1審被告**A**に「もう殴ることないです。」と述べ、1審被告**A**から「分かった。」との返答があったため、本件店舗に戻ったというのである。このように、1審原告が再び本件店舗から外に出る前後において、本件通路では、1審被告**B**が1審被告**A**に暴行をしないように懇請し、1審被告**A**もいったんこれを受け入れる発言をしていたことに加えて、前示のとおり、本件通路は人目につかない場所ではなく、本件店舗内に比して暴行が容易な状況であったとはいえないことも併せて考えると、少なくとも、1審被告**D**が1審原告に本件店舗の外に出るように促したことが、直ちに1審被告**A**の暴行を容易にしたということはできない。

また、1審被告**D**は、本件店舗内に戻ってきた1審原告が殴られた様子であることを認識している（1審被告**D**〔7、12頁〕）ものの、本件通路での1審原告、1審被告**A**及び1審被告**B**のやりとりや1審被告**A**による暴行の態様等の詳細まで把握していたことを認めさせる証拠はないのであるから、「でも話終わってないなら行った方がいいんじゃない。」という1審被告**D**の発言は、文字どおり1審原告に対して話合いを促す趣旨でされたものとみるのが自然である。その言葉には脅迫的ないし強制的なところはなく、1審被告**C**の「まあ、殺されるなら入ったらいいんちやう。」との発言と並んで発

せられたこと、1審被告**D**にそれ以上の発言はなかったことも考慮すれば、1審原告に選択肢を提示したものであって、本件店舗内に留まるか否か等の判断は、なお1審原告の判断に委ねられていたというべきであり、本件店舗の外に出ることを強要する言動であったとは解されない。

上記の認定説示を総合すると、1審被告**D**の発言等2は、1審被告**A**の暴行を客観的に容易にし、社会的相当性を逸脱するものであつたとはいえない。

(エ) したがつて、1審被告**D**の発言等1及び発言等2について、帮助による共同不法行為は成立しない。」

キ 同33頁8行目から16行目までを次のとおり改める。

「(5) 1審被告**A**の不法行為の成否及び損害額

ア 前記前提事実(4)及び前記認定事実(3)によれば、1審被告**A**は、平成26年12月17日午前2時頃から同日午前3時頃までの間、本件通路において、1審原告に対し、両手拳でその顔面を多数回殴るなどの暴行を加え、よって鼻骨骨折、顔面打撲傷、頭部打撲傷、両耳介打撲傷、右下眼瞼挫創及び口腔挫創の傷害を負わせたことが認められる。

したがつて、1審被告**A**は、1審原告に対して不法行為責任を負う。」

ク 同33頁22行目の「合計6万2530円」を「原判決別紙の「金額」欄に各記載のとおり（ただし、同別紙「8」の「金額」欄の「4,760」を「4,790」と、最下欄の「62,530」を「62,560」とそれぞれ改める。）合計6万2560円」と改める。

ケ 同33頁24行目の「「3」「7」及び「11」」を「「3」「7」「11」及び「13」」と改める。

コ 同34頁7行目の「しかし」から23行目までを以下のとおり改める。

■診療所の診断書（甲4）には、本件当日の傷害事件以後、それまでには認められなかった緊張、過覚醒が強く、睡眠障害を認めるとの記載があり、■診療所の医師は、1審原告が傷害事件の1か月余り後に受診していることも踏まえつつ、本件当日の傷害事件と睡眠障害との間には関連性があると診断したことがうかがわれる。そして、この診断が医学的に合理性を欠くと認めさせる証拠はないし、1審被告Aによる暴行の内容や態様等に照らしても、不自然な診断とは解されないから、1審被告Aによる暴行と睡眠障害の発生との間には相当因果関係があると認められる。

もっとも、■診療所の診断書には、少なくとも1か月の通院加療を要する旨の記載があるが、証拠（甲5、37の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、1審原告が■クリニックを受診したのは、本件当日から7か月以上も後であることが認められ、傷害事件の発生からの時間的な隔たりが見られる。1審原告は、■クリニックを受診する前の同年6月15日、1審被告Aらがカウンター活動を自粛する旨の誓約に反して活動を再開したことに対し抗議をしている（甲7の1・2、42、43、丁7）ところ、■クリニックの診断書（甲5）には、1審被告らがカウンター活動を再開することを知った時から症状が悪化したとの記載があるし、それ以前は症状が軽快していたとの記載もある。そうすると、■クリニックで診断を受けた睡眠障害については、専ら1審被告Aらがカウンター活動を再開したことを原因として発症した可能性が否定できない。

したがって、1審被告Aの暴行によって1審原告に睡眠障害が発生したといえるとしても、当該暴行と相当因果関係があるのは、■診療所における睡眠障害に係る通院治療にとどまる解するのが相当である。

以上によれば、1審被告Aの暴行と相当因果関係のある治療関係費は、原判決別紙の「1」、「2」、「4」ないし「6」、「8」ないし「10」及び「12」欄に記載の医療費・診療代に限られ、その合計額は3万

3640円となる。」

サ 同34頁末行から35頁1行目にかけての「慰謝料の額としては、70万円」を「傷害慰謝料としては、100万円」と改める。

シ 同35頁6・7行目を「本件全証拠によつても、1審原告に睡眠障害の後遺障害が残存したことを認めることはできない。」と改める。

ス 同35頁9行目の「本件訴訟に要する弁護士費用としては、7万2000円」を「上記認定の損害額合計は103万3640円であるところ、本事案の内容に鑑み、弁護士費用としては、10万4000円」と改める。

セ 同35頁12行目の「原告の損害額は、79万9740円」を「1審原告の損害額は、合計113万7640円」と改める。

ソ 同36頁7行目の「傷害を負わせたものではない」を「傷害を負わせたとは認められない」と改める。

タ 同36頁22行目から25行目までを以下のとおり改める。

「以上によれば、1審原告は、不法行為に基づき、1審被告Aに対し、113万7640円及びこれに対する不法行為の日である平成26年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、1審被告Bに対し、1万円及びこれに対する上記同旨の遅延損害金の支払をそれぞれ求めることができ、その余の1審原告の請求はいずれも理由がない。」

3. 争点(2) (1審被告Dに対する本訴の提起が不法行為に該当するか及び本件各記事による名誉毀損の成否)について(反訴)

(1) 1審被告Dに対する本訴の提起が不法行為に該当するか

民事訴訟における訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係(以下「権利等」という。)が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴

えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である（最高裁昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁）。

これを本件についてみると、前記2において判示したとおり、1審被告Dによる発言等1及び発言等2について、帮助による共同不法行為が成立するとは認められない。しかし、1審被告Dの上記発言等が帮助に当たるか否かは、発言等の行われた具体的な状況等を踏まえた法的評価・判断に委ねられるものであり、原審が異なる評価・判断をしていることも考慮すると、少なくとも1審原告において、1審被告Dの言動に関する権利等が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて訴えを提起したとはいえない。他に、1審被告Dに対する本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情は認められない。

したがって、1審被告Dに対する本訴の提起は不法行為に該当しない。

(2) 本件各記事による名誉毀損の成否

前記前提事実(5)のとおり、本件各記事は、1審被告Dが1審原告に対して傷害の加害行為を行ったとの事実を摘示するものであるが、具体的な傷害行為の内容や態様には言及されておらず、冒頭に「【ご報告】」又は「【緊急の発表】」と記載し、これに続けて、当該傷害事件について損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起したことやその初回の期日が決まったことを述べた上で、いずれも「お知らせします。」という表現で結んでいることに照らすと、1審被告Dらを被告とする提訴の事実及び初回期日の日程を公表ないし連絡することを主たる目的とする記事であると認められる。

そして、通常人の一般的な読み方からすれば、傷害事件につき損害賠償を求めて提訴に至ったという事実は、傷害事件に係る損害賠償を巡って訴訟当事者間に争いがあることを想起させるものである。初回期日の日程の告知自

体は、1審被告Dの社会的評価に関わるものではなく、本件各記事には、上記のとおり1審被告Dによる加害行為の具体的な内容等が記載されていないことも併せて考えると、本件各記事の投稿によって1審被告Dの社会的評価が低下したとは認められない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、本件各記事による名誉毀損は成立しない。

4 結論

以上によれば、1審原告の1審被告らに対する本訴請求のうち、①1審被告Aに対する主位的請求は理由がなく、予備的請求は主文1項(1)の限度で理由があり、その余は理由がなく、②1審被告Bに対する主位的請求は理由がなく、予備的請求は原判決主文2項の限度で理由があり、その余は理由がなく、③1審被告Dに対する請求はいずれも理由がない。また、1審被告Dの反訴請求はいずれも理由がない。

以上と異なる原判決は不当であり、1審原告の1審被告Aに対する控訴及び1審被告Dの控訴はいずれも一部理由があり、その余の各控訴は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 稲葉重子

裁判官 小倉真樹

裁判官 林潤

これは正本である。

平成30年10月19日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 烏生 雅儀